

障害者虐待防止法の概要と 近年における動向等について

●はじめに

主な内容

○障害者虐待防止法について

○障害者虐待にかかる近年の動向等について
(全国・滋賀県)

○まとめ

●障害者虐待防止法について

●経過等

●障害者の権利に関する条約の批准

平成18年12月	国際連合で採択
平成20年 5月	条約発効
平成23年 6月	障害者虐待防止法成立
平成23年 8月	障害者基本法改正
平成24年 6月	障害者総合支援法成立
平成25年 6月	障害者差別解消法成立
平成26年 1月	日本 条約批准

●法律は何を目的としているか？

障害者虐待防止法 第1条(目的)

※条文を一

部省略

1. 障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するもの
2. 障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要
3. ①障害者に対する虐待の禁止
②国等の責務 (※国、地方公共団体、国民、早期発見)
③障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置
④養護者の負担の軽減を図ること等の養護者支援の措置等を定めることにより
4. 障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする

●虐待の禁止

障害者虐待防止法 第3条

何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない

◎障害者差別の禁止

○障害者基本法 第4条

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない

○障害者の権利に関する条約 第2条

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人權及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。

●障害者虐待の定義は？

●「障害者」

障害者基本法第2条第1号に規定する障害者

「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」

●「障害者虐待」

- ①養護者による障害者虐待
- ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ③使用者による障害者虐待

●「養護者」「施設従事者等」「使用者」

●「養護者」とは

障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう

※身辺の世話や身体介助、金銭の管理などを行なっている障害者の家族、親族、同居人等

●「障害者施設従事者等」とは

≡障害者総合支援法に係る事業に従事する者

●「使用者」とは

障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為する者

●虐待とは？

- ① 身体的虐待
- ② 性的虐待
- ③ 心理的虐待
- ④ 放棄・放任（ネグレクト）
- ⑤ 経済的虐待

① 身体的虐待

身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為
身体を縛りつけたり過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為
(例)

- ・平手打ち ・殴る ・蹴る ・つねる ・やけど ・打撲
- ・代替方法があるにもかかわらず、本人を乱暴に扱う(無理に食べ物を入れた、移動時に無理に引きずる)
- ・身体拘束
(椅子やベット等に縛り付ける、行動を制限するためにミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める等)

● 身体拘束も虐待である（１）

「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」

⇒身体的虐待。「正当な理由」は例外的な場合

やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

- ① 切迫性 … 本人または他の利用者等の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性 … 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと（複数職員での確認が必要）
- ③ 一時性 … 本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間であること

● 身体拘束も虐待である（２）

① 組織による決定と個別支援計画への記載

- * 管理者、サービス管理責任者、運営規定に基づいて定められている虐待の防止に関する責任者など、支援方針について権限を持つ職員が出席している会議での検討・決定
- * 個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載する。

② 本人・家族への十分な説明

利用者本人や家族に十分な説明を行い、了解を得ること

③ 必要な事項の記録

身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する

② 性的虐待

わいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること

性的な行為やその強要

- * 表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。
- * 身体障害の場合でも心理的に抵抗できないことがあることに注意

(例)

- ・性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスをする
- ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する・わいせつな映像を見せる

③ 心理的虐待

著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること

(例)

- ・「バカ」「あほ」など侮辱する言葉、怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ・仲間に入れない、意図的な無視
- ・子ども扱いする、人格をおとしめるような扱いをする
- ・罰として「食事を抜く」「作業に行かせない」

「著しい」とは？

セクハラ判断においても、加害側の解釈・見解によるのではなく、被害側の受け止めの問題とされている

④ 放棄・放置

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、虐待行為の放置等養護を著しく怠ること

食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって、身体・精神的状況を悪化、又は不当に保持しないこと

○ 養護者以外の同居人、事業所の他の利用者、他の労働者による身体的・性的・心理的虐待の著しい放置 ⇒ 見て見ぬふりも虐待となりうる

○ セルフネグレクト

(例) 本人の食事拒否、本人の医療・福祉サービス拒否、ゴミ屋敷

本人の意思に基づいているように見える場合であっても、障害者本人の生活環境、身体的・精神的な状態を悪化させるのであれば養護者等の虐待となることもある

⑤ 経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することその他当該
障害者から不当に財産上の利益を得ること

本人の同意なしに(あるいはだますなどして)財産や年金、賃金を使っ
たり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること
(例)

- ・年金や賃金を渡さない
- ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する
- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

○養護者、施設従事者等、使用者以外からの経済的被害

⇒43条 財産上の不当取引による被害の防止(相談・関係機関紹介)

● 早期発見等

第6条 国及び地方公共団体の障害者福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、**障害者虐待の早期発見に努めなければならない。**

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、**障害者虐待の早期発見に努めなければならない。**

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための**啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。**

● 通報は？

○通報義務 「速やかに通報しなければならない」

○通報は**守秘義務違反にならない**

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、通報をすることを妨げるものと解釈してはならない (7条、16条、22条)

○**通報した職員は法律によって保護される**

通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない〔施設従事者等、使用者〕 (16条、22条)

* ただし、虚偽、一般的に合理性のない過失によるものを除く

A施設

虐待を受けたと
思われる障害者
を発見した人



通報義務

サービス管理
責任者



通報義務

施設長
管理者



通報義務



相談



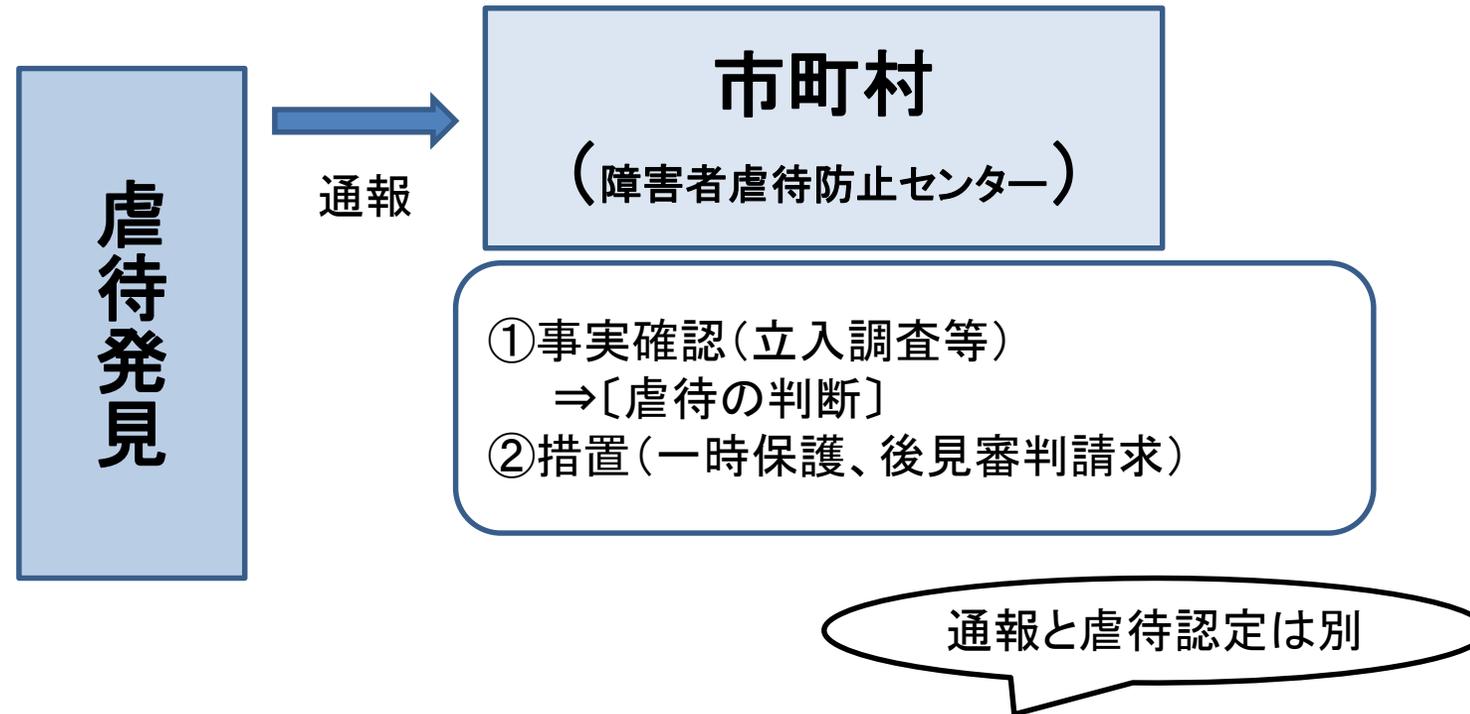
相談



市町村障害者虐待防止センター

具体的スキーム

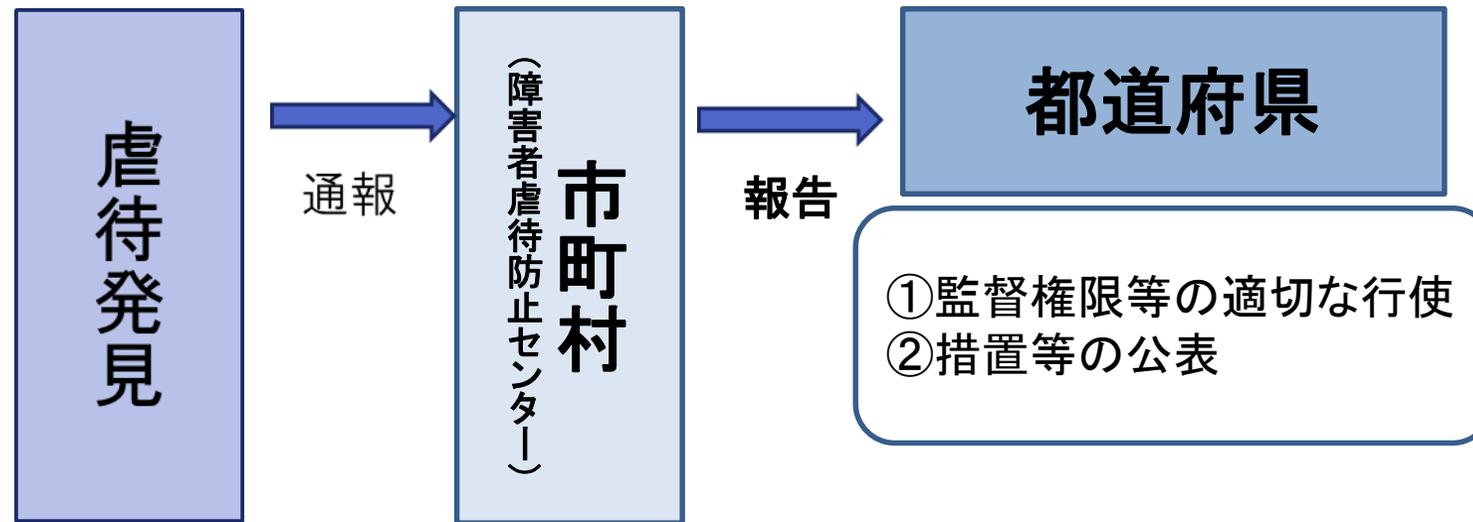
①養護者による障害者虐待



養護者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。(7条)

具体的スキーム

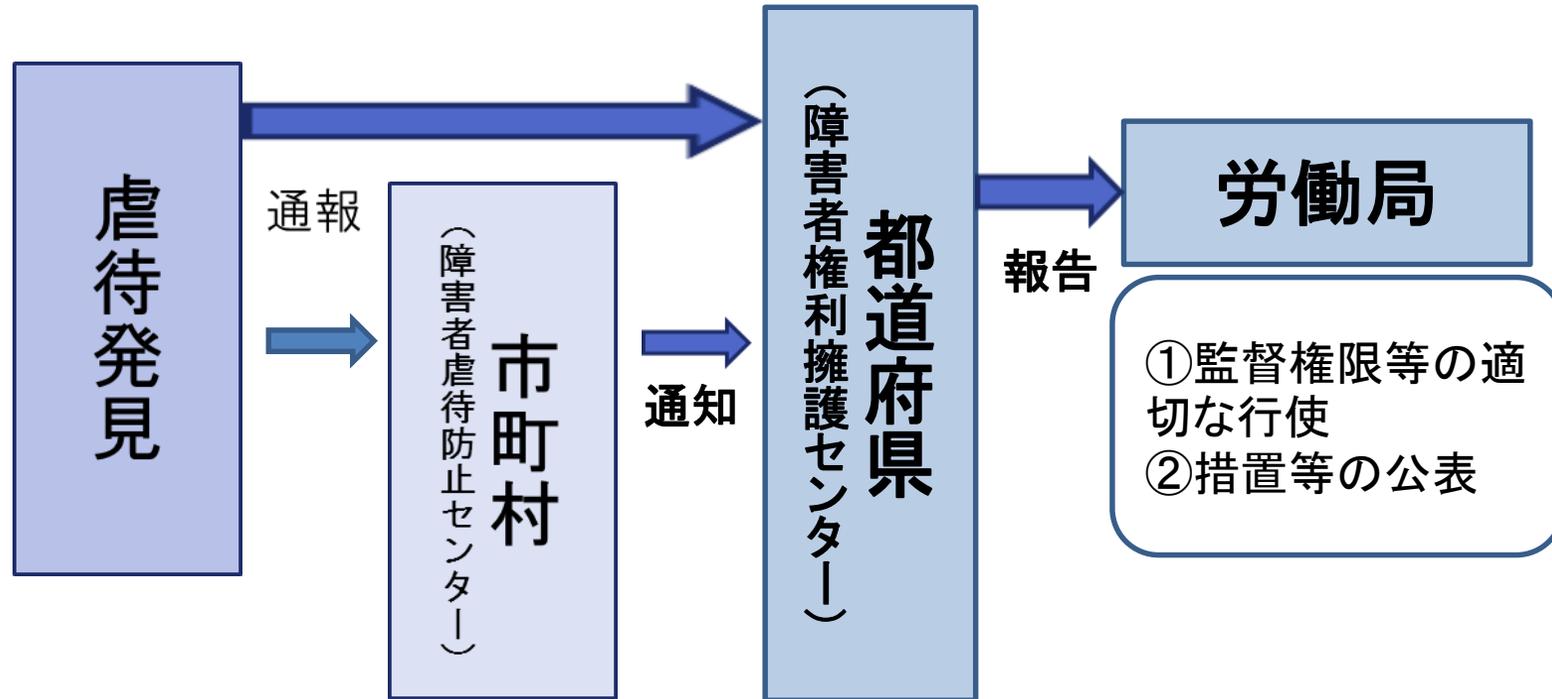
②施設従事者による障害者虐待



障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。(16条)

具体的スキーム

③使用者による障害者虐待



使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。(22条)

● 障害者虐待の判断のポイント

ア 虐待をしているという「自覚」は問わない

- ・虐待者が気づいていない場合
- ・しつけ、指導、療育の名の下に不適切な行為が続けられている事案

イ 障害者本人の「自覚」は問わない

- ・障害特性から認識できないことがある
- ・本人があきらめていることがある

ウ 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある

●障害者虐待にかかる近年の動向等について（全国・滋賀県）

●障害者虐待の発生件数について

○全国の状況（厚生労働省調べ）

平成29年度都道府県・市区町村における障害者虐待への対応状況等（調査結果）

【調査結果（全体像）】

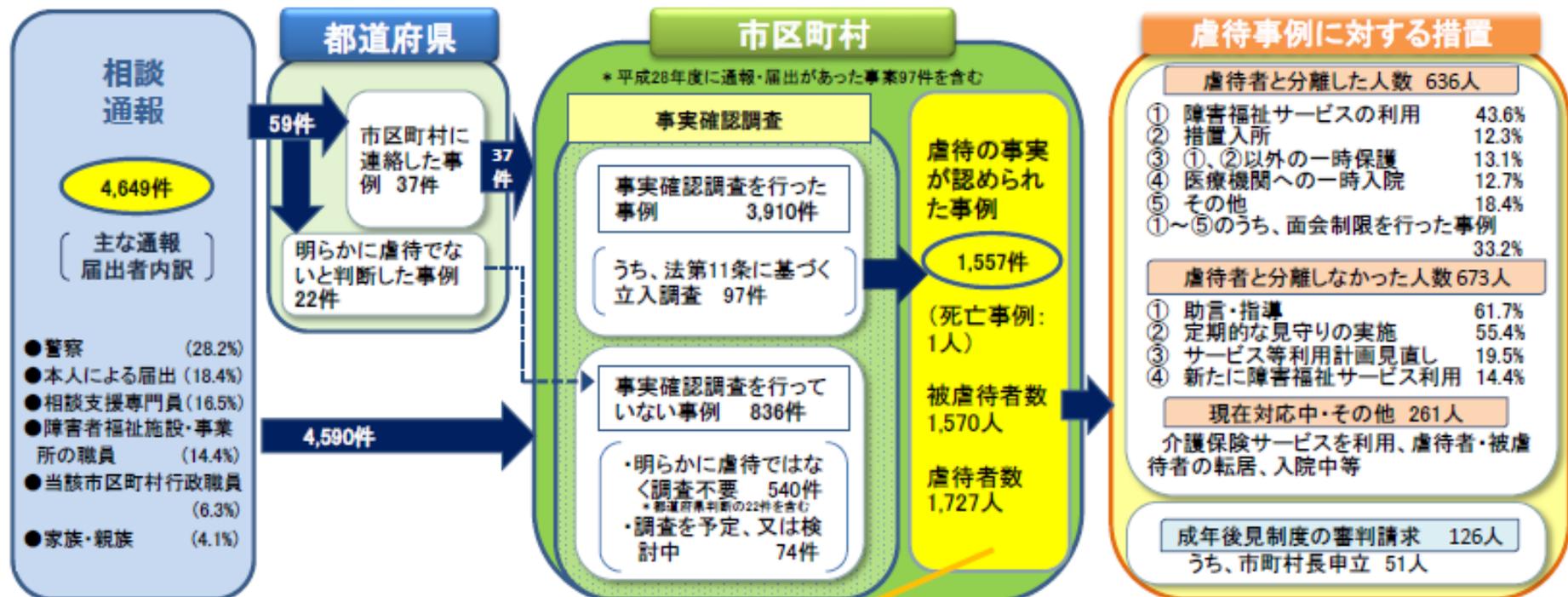
	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待		
			(参考)都道府県労働局 の対応		
市区町村等への 相談・通報件数	4,649件 (4,606件)	2,374件 (2,115件)	691件 (745件)	虐待判断 件数	597件 (581件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,557件 (1,538件)	464件 (401件)	/	被虐待者数	1,308人 (972人)
被虐待者数	1,570人 (1,554人)	666人 (672人)			

(注1) 上記は平成29年4月1日から平成30年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。

カッコ内については、前回調査(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)のもの。

(注2) 都道府県労働局の対応については、平成30年8月22日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。

平成29年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>



虐待者(1,727人)

- 性別
男性(62.4%)、女性(37.3%)
- 年齢
60歳以上(36.7%)、50～59歳(24.8%)
40～49歳(19.9%)
- 続柄
父(24.4%)、母(23.3%)、兄弟(13.3%)
夫(12.9%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
61.2%	3.7%	32.9%	16.2%	22.9%

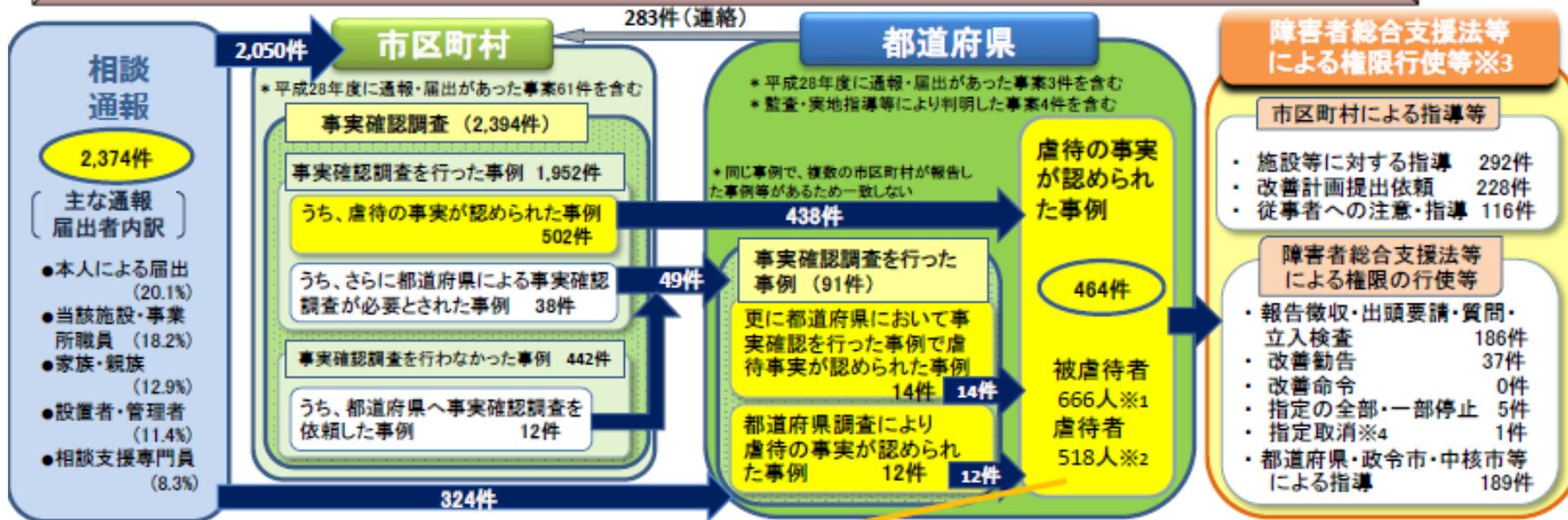
市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

家庭における被害者と虐待者の人間関係	47.8%
虐待者が虐待と認識していない	45.4%
被害者の介護度や支援度の高さ	28.7%
虐待者の知識や情報の不足	27.8%
家庭における経済的困窮(経済的問題)	21.2%
被害者側のその他の要因	20.8%

被害者(1,570人)

- 性別 男性(35.9%)、女性(64.1%)
 - 年齢
20～29歳(23.2%)、40～49歳(22.5%)
50～59歳(19.2%)
 - 障害種別(重複障害あり)
- | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 発達障害 | 難病等 |
|-------|-------|-------|------|------|
| 19.1% | 55.0% | 34.3% | 2.8% | 2.3% |
- 障害支援区分のある者 (54.8%)
 - 行動障害がある者 (28.9%)
 - 虐待者と同居 (82.5%)
 - 世帯構成
両親と兄弟姉妹(13.4%)、両親(11.8%)、単身(10.3%)
配偶者(8.5%)、母・兄弟姉妹(8.2%)

平成29年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>



虐待者 (518人)

- 性別 男性(72.6%)、女性(27.4%)
- 年齢 40～49歳(19.1%)、50～59歳(15.8%)、30～39歳(15.6%)
- 職種 生活支援員(44.2%)、管理者(9.7%)、その他従事者(7.1%)、サービス管理責任者(5.4%)、世話人、設置者・経営者(4.4%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
56.5%	14.2%	42.2%	6.9%	5.8%

障害者虐待が認められた事業所種別

事業所種別	件数	構成割合
障害者支援施設	116	25.0%
居宅介護	14	3.0%
重度訪問介護	6	1.3%
療養介護	17	3.7%
生活介護	54	11.6%
短期入所	14	3.0%
自立訓練	4	0.9%
就労移行支援	7	1.5%
就労継続支援A型	33	7.1%
就労継続支援B型	43	9.3%
共同生活援助	87	18.8%
移動支援事業	3	0.6%
地域活動支援センターを運営する事業	7	1.5%
児童発達支援	2	0.4%
放課後等デイサービス	57	12.3%
合計	464	100.0%

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	59.7%
倫理観や理念の欠如	53.5%
職員のストレスや感情コントロールの問題	47.2%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	19.6%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	19.1%

被虐待者 (666人)

- 性別 男性(66.1%)、女性(33.9%)
- 年齢 30～39歳(18.8%)、20～29歳(18.5%)、～19歳(17.7%)、40～49歳(16.7%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
22.2%	71.0%	16.7%	5.1%	2.7%

- 障害支援区分のある者 (62.0%)
- 行動障害がある者 (29.3%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の10件を除く454件が対象。
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった25件を除く439件が対象。
 ※3 平成29年度末までに行われた権限行使等。
 ※4 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。

●障害者虐待の発生件数について

○滋賀県の状況

【調査結果の全体像】

		平成29年度	平成28年度	平成27年度
養護者による 障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	146件	124件	109件
	虐待判断件数	72件	69件	48件
	被虐待者数	72人	69人	48人
障害者福祉施設 従事者等による 障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	46件	49件	69件
	虐待判断件数	16件	5件	18件
	被虐待者数	16人	5人	24人
使用者による 障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	14件	6件	10件
	虐待判断件数			
	被虐待者数			

1. 養護者による障害者虐待についての対応状況

表1 相談・通報(複数回答)

		本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員、施設・事業所の職員	虐待者自身	警察	当該市町行政職員	介護保険法による居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計(実数)
		H29年度	件	22	5	1	5	1	62	0	2	28	8	4	14
	%	15	3.4	0.7	3.4	0.7	42.5	0	1.4	19.2	5.5	2.7	9.6	0.7	-
H28年度	%	9.7	4.8	2.4	2.4	0.8	53.2	0.8	0.8	16.9	1.6	0.8	5.6	0	-

(注)割合は、相談・通報件数の総数(H29:146件、H28:124件)に対するもの。

表2 虐待の種類・類型(複数回答)

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待	合計(実数)
		H29年度	件	37	2	36	13
	%	51.4	2.8	50	18.1	20.8	-
H28年度	%	55.1	1.4	29.0	21.7	18.8	-

(注)割合は、虐待判断事例件数(H29:72件、H28:69件)に対応するもの

表3 被虐待者の性別

		男性	女性	合計
		H29年度	人	27
	%	37.5	62.5	100.0
H28年度	%	40.6	59.4	100.0

(注)割合は、被虐待者数の総数(H29:72人、H28:69人)に対応するもの。

表4 被虐待者の年齢

		～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
H29年度	人	4	21	16	12	11	5	3	72
	%	5.6	29.2	22.2	16.7	15.3	6.9	4.2	100.0
H28年度	%	11.6	20.3	20.3	14.5	17.4	11.6	4.3	100.0

(注)割合は、被虐待者数の総数(H29:72人、H28:69人)に対応するもの。

表5 被虐待者の障害種別(複数回答)

		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病	合計(実数)
H29年度	人	19	40	19	2	3	72
	%	26.4	55.6	26.4	2.8	4.2	-
H28年度	%	24.6	59.4	17.4	8.7	2.9	-

(注)割合は、被虐待者数の総数(H29:72人、H28:69人)に対応するもの。

表6 被虐待者から見た虐待者の続柄

		父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計
H29年度	件	23	21	14	1	5	1	2	0	11	0	0	3	1	82
	%	28.0	25.6	17.1	1.2	6.1	1.2	2.4	0.0	13.4	0.0	0.0	3.7	1.2	100.0
H28年度	%	22.0	31.7	8.5	2.4	2.4	2.4	2.4	0.0	20.7	0.0	0.0	7.3	0.0	100.0

(注)割合は、被虐待者数の総数(H29:72人、H28:69人)に対応するもの。

表7 虐待への対応策としての分離の有無

	H29年度		H28年度
	件	%	%
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	23	31.9	23.2
被虐待者と虐待者を分離していない事例(一度も分離していない事例)	44	61.1	52.2
現在対応について検討・調整中の事例	0	0.0	13.0
その他	5	6.9	11.6
合計	72	100.0	100.0

(注)割合は、虐待判断事例件数の総数(H29:72件、H28:69件)に対応するもの。

表8 分離を行っていない事例における対応の内訳(複数回答)

	H29年度		H28年度
	件	%	%
養護者に対する助言・指導(介護負担軽減のための事業に至った事例を除く)	30	68.2	38.9
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	0	0.0	0.0
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	3	6.8	16.7
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	13	29.5	11.1
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	2	4.5	2.8
再発防止のための定期的な見守りの実施	20	45.5	69.4
その他	2	4.5	8.3
合計(実数)	44	-	-

(注)割合は、分離していない事例件数の総数(H29:44件、H28:36件)に対するもの。

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況

表9 相談・通報(複数回答)

	件	本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	教職員	相談支援専門員・施設・事業所の職員	当該施設・事業所職員	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所設置者・管理者	当該施設・事業所利用者	当該市町行政職員	警察	運営適正化委員会	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計(実数)
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
H29年度		9	1	2	0	0	3	7	1	9	0	1	1	0	0	2	7	4	46
	%	19.6	2.2	4.3	0.0	0.0	6.5	15.2	2.2	19.6	0.0	2.2	2.2	0.0	0.0	4.3	15	9	-
H28年度	%	10.2	16	2.0	2.0	0.0	24.5	24.5	2.0	16.3	0.0	2.0	0.0	0.0	2.0	0.0	4.1	0.0	-

(注)割合は、相談・通報件数の総数(H29:46件、H28:49件)に対するもの。

表10 市町における事実確認の状況

	H29年度		H28年度
	件	%	%
事実確認を行った事例	49	94.2	83.7
虐待の事実が認められた事例	16	30.8	10.2
虐待の事実が認められなかった事例	29	55.8	38.8
虐待の判断に至らなかった事例	4	7.7	34.7
事実確認調査を行っていない事例	3	5.8	16.3
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	0	0.0	0.0
後日、事実確認調査を予定している・または事実確認調査の要否を検討中の事例	2	3.8	14.3
都道府県へ事実確認調査を依頼	0	0.0	2.0
その他	1	1.9	2.0
合計	52	-	-

(注)合計については、H29年度の相談・通報件数46件とH28年度からの継続案件6件を足した件数。

表11 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた事業所種別

	H29年度		H28年度
	件	%	%
障害者支援施設	3	18.8	20.0
療養介護	5	31.3	0.0
就労移行支援	2	12.5	0.0
就労継続支援B型	2	12.5	40.0
共同生活援護	3	18.8	40.0
放課後等デイサービス	1	6.3	0.0
合計	16	100.0	0.0

(注)割合は、虐待判断事例の総数(H29:16件、H28:5件)に対するもの。

表12 虐待の種別・類型(複数回答)

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待	合計
H29年度	人	8	1	12	3	1	
	%	50.0	6.3	75.0	18.8	6.3	-
H28年度	%	40.0	40.0	60.0	0.0	0.0	-

(注)割合は、虐待判断事例の総数(H29:16件、H28:5件)に対するもの。

表13 被虐待者の性別

		男性	女性	合計
H29年度	人	9	7	16
	%	56.3	43.8	100.0
H28年度	%	0.0	100.0	100.0

(注)割合は、被虐待者数の総数(H29:16人、H28:5人)に対応するもの。

表14 被虐待者の年齢

		～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
H29年度	人	1	5	3	2	4	0	1	16
	%	6.3	31.3	18.8	12.5	25.0	0.0	6.3	100.0
H28年度	%	0.0	20.0	0.0	40.0	20.0	20.0	0.0	100.0

(注)割合は、被虐待者数の総数(H29:16人、H28:5人)に対応するもの。

表15 被虐待者の障害種別(複数回答)

		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病	合計(実数)
H29年度	人	8	13	1	2	3	16
	%	50.0	81.3	6.3	12.5	18.8	-
H28年度	%	20.0	80.0	0.0	0.0	0.0	-

(注)割合は、被虐待者数の総数(H29:16人、H28:5人)に対応するもの。

表16 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

	H29年度		H28年度
	人	%	%
設置者・経営者	1	5.6	0.0
サービス管理責任者	1	5.6	0.0
管理者	3	16.7	0.0
看護職員	2	11.1	0.0
生活支援員	7	38.9	20.0
就労支援員	0	0.0	20.0
世話人	0	0.0	40.0
指導員	0	0.0	20.0
その他従事者	4	22.2	0.0
合計	18	100.0	100.0

(注)割合は、虐待を行った従事者等数の総数(H29:18人、H28:5人)に対するもの。

表17 障害者総合支援法または児童福祉法の規定による権限の行使等

		H29年度	H28年度
障害者総合支援法 または児童福祉法 による権限の行使	報告徴収、出頭要請、立ち入り調査	1	0
	改善勧告	0	0
	公表	0	0
	改善命令	0	0
	指定の全部・一部停止	0	0
	指定取消	0	0
県および大津市による 指導	一般指導	2	3

表18 市町による指導等(複数回答)

		H29年度	H28年度
市町による指導等	施設等に対する指導	7	4
	改善計画提出依頼	7	1
	従事者への注意・指導	5	2
	その他	2	1

3. 使用者による障害者虐待についての対応状況

表19 相談・通報(複数回答)

		本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療関係者	相談支援専門員、施設・事業所の職員	職場の同僚	警察	当該市町行政職員	介護保険法による居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計(実数)
H29年度	件	2	0	0	0	2	4	0	0	3	0	1	2	0	14
	%	14.3	0.0	0.0	0.0	14.3	28.6	0.0	0.0		0.0	7.1	14.3	0.0	-
H28年度	%	50.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	-

(注)割合は、相談・通報件数の総数(H29:14件、H28:6件)に対するもの。

●虐待事案について

事案概要	<p>入所施設で、利用者Aが、ストレスにより他の複数の利用者に危害を加える行為があったが、施設側がAに対する再発防止策や再発リスクのチェックなど十分な対応がなされていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none">・被害を受けた利用者⇒【放棄・放任】・A⇒余暇活動の制限【心理的虐待】 抜本的な解決を怠った【放棄・放置】
対応等	<ul style="list-style-type: none">①施設職員や利用者へ事実確認調査②虐待対応ケース会議 →虐待認定【放棄・放任】 →調査の結果、被虐待者が複数存在することが発覚し、関係市に報告③関係市および県による合同会議開催④各市町による虐待認定⑤県が施設へ実地指導⑥市・県によるモニタリング <ul style="list-style-type: none">・月に1回開かれる施設内での会議の内容を市と県に報告・再アセスメント、対応方針の修正

●まとめ

● 虐待が起こった場合

- 隠さず、伝えることが大切
- 早期発見・早期対応
- 原因の分析と再発の防止
 - ～障害者の権利擁護の視点
 - ～組織的な対応(関わりや支援の質の向上)と再発防止策

● 皆様へ

①早期発見しうる立場にいる

養護者虐待、施設従事者虐待、使用者虐待
いずれについても気づきを

風通しをよくする
こと、第三者の
気づきが大切！
！

②虐待者になってしまう可能性

“虐待の芽”に気づき、虐待が防止できるよう努
めること。個人のみならず、組織としての取組み
が重要

